

回数 〔年度〕	問 題
第68回 〔平成30年度〕	<p>酒類製造者甲（以下「甲」という。）は、乙製造場において、全ての品目の酒類の製造免許をその製造場の所轄税務署長から受けている。同社は新製品として、ぶどう果汁1,800ℓ（含有糖分280kg）を原料として発酵させたものに小片状のオークを浸してその成分を浸出させた酒類1,500ℓ（アルコール度数14.0度、エキス分6.8度、発泡性あり、以下「酒類A」という。）、並びに米1,200kg、米こうじ500kg（こうじ米450kg）、水あめ200kg及び水を原料として発酵させ、こした液状部分の酒類4,000ℓ（アルコール分16.0度、エキス分5.0度、発泡性なし、以下「酒類B」という。）を製造することを平成30年4月1日に決定し、同年6月1日から乙製造場において酒類A及び酒類Bの製造を開始した。</p> <p>その後、酒類Aについては、同年8月1日に小片状のオークを浸してその成分を浸出させる前の状態で腐敗が認められたため、甲は製品化を見送ることとしたが、酒類Bについては、こす前の状態のものを甲の従業員が1ℓ飲用検査したところ、問題は認められなかったため、甲は製品化する予定である。</p> <p>以上に基づき、次の各問について答えなさい。</p> <p>1 酒類A及び酒類Bの製造を開始するに当たり、甲が履行しなければならない義務規定について、説明しなさい。</p> <p>なお、酒税法第46条（記帳義務）の規定は考慮しなくて良いこととする。また、甲は製造場の設備に関する申告については、既に終えているものとする。</p> <p>2 酒類Aの小片状のオークを浸してその成分を浸出させる前の状態のものについて、腐敗が認められたことに対し、甲が履行しなければならない義務規定について、説明しなさい。</p> <p>3 酒類Bのこす前の状態のものについて、外部から不法に侵入した者により乙製造場において飲用された場合における酒税法上の取扱いについて、酒税法に酒類製造者と酒類の製造者を規定している趣旨を踏まえて説明しなさい。</p>